

第16表 個別事件数

(件)

年次	区分	前年繰越件数	新規件数	係属件数	終結件数
H13-27			473	473	472
28		1	22	23	21
29		2	18	20	17
30		3	21	24	23
31・元年		1	36	37	32
R 2		5	29	34	33
R 3		1	14	15	14
	計		613		612

令和3年における係属事件は15件(前年繰越事件1件、新規事件14件)で、このうち14件が終結し、1件が翌年に繰り越された。

なお、平成13年10月の制度運用開始以降、令和3年までの各年の新規事件の累計件数は613件となった。

第17表 申請者の労使別、雇用形態別、申請経路別件数

(件)

年次	区分	申請 総件数	申請者		雇用形態				申請経路		
			労働者	使用者	正社員	契約社員	パート労働	その他	振興局	直接	その他
H13-27		473	470	3	273	79	113	8	146	96	231(43)
28		22	21	1	15	2	5			10	12 (1)
29		18	17	1	11	3	3	1		4	14 (0)
30		21	20	1	11	6		4		3	18 (0)
31・元年		36	36		26	2	6	2		3	33(13)
R 2		29	26	3	15	3	8	3		19	10 (3)
R 3		14	14		10	1	3			10	4 (3)

(注) 申請経路の「その他」欄の括弧書きは社会保険労務士を介した申請件数で内数。

新規事件14件の申請者区分をみると、14件全てが「労働者」からの申請であり、「使用者」からの申請はなかった。また、あっせん事件の当事者となった労働者の雇用形態をみると、「正社員」が10件で、全体の約71%を占めた。

申請経路をみると、申請者が「直接」申請したものが10件、「その他」が4件であった。また、「その他」のうち、3件が社会保険労務士を介した申請であった。